

ある。河道の改修と同様、新しい支那の開発のために、特に黄河平原の農耕開發のために、運河

網の改修は是非行はれねばならぬと思ふ。これ予の本論を艸したる所以である。(大正十五年二月)

リュクルゴスと傳説その文化史的意義 (下)

文學士 原 隨 園

四、内容からの考察

吾々は、次にリュクルゴス憲法の内容から考察を進めて見よう。

その一、政治組織に就いて。

(1) *Genesia* 既にホメロスの時代から長老の意見を聽く慣習はある。*agamemnon* は *Nestor* 等を召集しその意見を徴して居る。(Hilad, II, 55; H 404) 若しリュクルゴスの新制度として擧ぐべき點がありとすれば、それは、國王を加へて三十人と人數を規定した點にすぎない。

註 此の數は怪しむべきものであるが (Williamovitz, Hom. Unt

s. 20) ゲロートはドリア人の三部族に關係のある數なるべし

と推定する。(Hist. of Gr. II, p. 282.)

(2) *Apella* はホメロスには *Agora* と見做

老若共に必要に應じて集まり、一定の場所と時とはない。(Hilad II, 788) 長老達が岩石などに腰かけるのに對して地上に座席を占め (H. II, 96; XVIII, 503) 會合並びにその場所をもアゴラと稱した (Basch, Et. Staatskunde s. 333)。
リュクルゴスの改革で變つたのは、唯、三十歳以上の男子を有資格者とした事、

又集合の場所を *Babyke* の *Knakion* との間に指定した事、(アリストテレスの考によれば、*Knakion* とは河を、*Babyke* とは橋を意味するとブルタルクは言ふ(Like, C. 5)) 又國王と長老會とからの提案に賛否を表する権限を規定した事、などであつて、是が特色と考へ得るのみである。

(3) *Ephoroi* ヘロドトスはリュクルゴスの定めた所と記して居るが(Like, C. 6) *Tyrtaeus* の傳には一三〇年後とみえ(C. 7)。 *Kleomenes* の傳にはメッセンヤ戰役の頃、國王の代りに設置したと傳へて居る。(C. 10)

此の制度はドリヤ諸國を通じて見らるゝ所であり、*スパルタ*に於ても、既に古くから存在したものである。(Meyer, Forsch. I. s. 252)。そして久しに發展を経て、六、五世紀の間に完成したものと思はれる。^(註)リュクルゴスの制度と呼ばれるものは、總

じて貴族國家であり、之は監督官制度によつて始めて支持せられ(Like, C. 6)。此の制度がなければ王政と何等異なる處がない。従つて、リュクルゴスに歸せらるゝ理想國から、此の制度を除く事は理想的貴族國家の基礎となる要素をきり離すに等しい。(Meyer, *ibid.*, s. 252) それにも關らず、リュクルゴスの制度として傳説が一致をみないのは、甚だ審しき點である。

註 A 既に監督官の名表は八世紀に廻り得るが權限は次第に増大したものである。ブルタルクに引ける(Like, C. 6) *Tyrtaeus* の句に「法律は二人の王と元老院と及び民會とで、決定される」がある。その眞偽は疑はれて居るが(Meyer, Forsch. s. 252-253) 若し眞實とせば監督官の權限を考察するに際して注目すべき記事である。

註 B 五人といふ數は*スパルタ*の部族と關係あるべし。(Wiebels, *gr. Staatskunde* s. 45)

之を要するに、リュクルゴスの政治組織の改革は從來存在せし、又は*スパルタ*に當然起るべかりし

制度をのみ列擧したに過ぎない事を吾々は發見する。

その二、土地の平等分配に就いて

スバルタに於いて、嘗て土地の平分が行はれたといふ、歴史的證據はないが、土地を抽籤によつて平等に分配する事は、Kleiosといふ言葉が示して居る。(Milt., XV, 48) 又チュルタイオスの句を信じ得るとすれば「戰禍を蒙つた市民が土地の再分配を要求した」とあるから (Aristoteles, Politics V. 7. 13^{02a}) かゝる平等分配の修正が時々行はれた事も、事實であらうと思はれる。同時に Spartakoi の數が九千とあるのも、アリストテレスが (Ibid. II 9. 12^{02a}) スバルタ市民の人口は、嘗て一萬人を下らなかつた事があると言つて居るから、全然ありうべからざる虚妄の數ではないかの様に見える。けれども、實はリュクルゴスの分配したといふ

數は、所傳が區々として居る。(一説にはリュクルゴスの時六千、後 Polydoros の時三千を加ふと見え、又一説には Polydoros の時に倍加して九千になつたとも言ふ。) 且つその窮極の總數たる Spartiakoi 九千 Perioikoi 三萬といふをブルタルクにみゆる Agis 王の改革 (63) による分配數四千五百、及び一萬五千と相對照すれば、各二倍に相當する。即ち此の點からみて此の數字は後世の創作たる疑が濃い。殊にグロートの力説せる如く、リュクルゴスに關して、アリストテレス以前には土地分配の傳説が傳はらず (Hist. of Gr. II p. 314)。アリストテレス以後、社會改革の叫ばれたアギス王以前に、此の傳説が起つたものだとすれば、土地平分の傳説は益々、假託に出でたと考へざるをえない。傳説によれば、リュクルゴスは、傲慢、嫉視、奢侈及び舊來の社會的病根なる貧富の差を平準ならしめんとて企てたのであるといふ。(Thy. C. 8) 5

かにも、土地の平等分配は、若し實現し得べくんば社會的疾患の治療法として適切であるに相違ない。けれども之には相續に關する規定を明確にし、ておかねば、間もなく兼併行はれ元の不平等に還るであらう。現に、此の分配地の賣買は禁止されるのが通則であるが(Aristoteles, Politics II, 6, 1266b)。仲々厲行は期し難く。そこで之を緩和して、或は最初の分配地に限つて賣却を禁じ(Ibid. VI, 4, 1310a)。その取締さへ困難となるや遂に賣却を辱恥とするといふに到つた。即ち結局は法律による強制取締の不可能から、任意な道德的制限となつて終つて居る。(Ibid. II, 9, 1270a)

アギス傳によれば、此等の土地は原則として父子相傳へ、遺言による自由な譲與は監督官の一人 Epitadeus の時に始まつたと傳へられる(C. 5)。然しアリストテレスによれば、早くから自由處分も出來たらしい。(Politics, II, 9, 1270a)之は富の不平等

になる基であつた。アギス傳や(C. 5)クレオメネス傳(C. 6)によれば、スバルタの婦人は莫大な財産を所有して居り、アリストテレスは土地の近くは婦人の所有であつたと傳へる(Ibid. II, 1266a)。かくの如き富は如何にして生じたか。アリストテレスは、その原因を持參金、遺産相續にあるといふ(同上)。即ち原則としては父子相續であるとしても自由な處分が行はれたに相違なく、是によつて富の不平等を生じたと言ひ得る。

されば一旦、人爲的に富の不平等を匡正するとしても、その禍根を除く方法を講じ、その状態の永續を計らねば、その効果は殆んど無いといつてよい。少くとも、さげがたき人口の變化に伴つて分配地の修正が必然行はるべき筈である。然るに何の規定もして居ない。此の分配は男女の使用量をさへ規定し、彼等の健康の許す範圍にまで生活はきりつめられ(C. 5)少しの餘裕もないのであ

るから、人口が一人でも増加すれば、忽ち窮境に陥る事は明かである。使用量の見積りさへ企てゝあるにも關らず、分配の修正若しくは相續について、全然無規定である事は、此の平準法が、實際案として、甚だ不備なるのみならず不可解でもある。此の點より推して、それは唯、單なる理想案に過ぎなかつたのではないかと思はれる。

之を要するに、富の平均、その手段としての土地平分といふ事は、國力を健實にする基本的な改革案として、常に理想家の計畫する所であり、アギス王もクレオメネス王も何れも之を企てゝ居る。

それ故に、かゝる土地平分案は、有徳の政治家、例へば傳説のリュクルゴスの如き人のなしそふな事ではある。然し果して之をリュクルゴスの改革と稱する歴史事實として認むべきや否やについて、傳説の成立の遅き點、その計數の點、その實施効果を考慮せざる點など、何れより推論しても十

分疑ふ餘地があるのであつて、むしろ是は富の不平等を調節せんとする理想案の歴史的假托と考ふべきではなからうか。

その三、鐵錢の制度について

土地平分に關聯して、經濟的方面では、有名な鐵錢に就いても考ふべきである。第一、金銀の貨幣を禁止する必要はない筈である。何故なら、九世紀頃ギリシヤにはまだ金銀貨は存在して居ないのだから。それにも關らず、何故かゝる話が傳へられたのであるか。それが問題である。

ブルタルクによれば、鐵錢を行使したために、外國の商船も來らず、外國との交通も疎遠となり新流行も此の國には入つて來なくなつたといふ。(Thuc. C.) かくては當然一般文化の進歩も遅れざるをえない。内外人のスバルタへ出入するを禁ずるといふリュクルゴスの定めた(Thuc. C. 27; cf. Thucydid-

が、經濟的文化的進歩とは、逆轉の現象である。若し原始的孤立的な自給自足の世界を目的としたのならば別問題であるが、然らざる限り指導的立法家の規定としては誠に不可解と言はざるをえない。

傳説は是を説明して、スバルタ人の貪慾奢侈を制せんための規定であつたと稱する(Plut. 30)。即ち金錢に對する執着、惹いて又凡べての富、私有財産に對する欲求を放棄せしめんために設けた制度であり、そうする事が、やがて國力を健實にする所以と考へたからだといふ。思ふにかゝる思想は、社會改良家の屢々着眼する所である。ルソーの人間不平等起源論の如き、同様であつて、私有財産の生ぜざりし原始經濟生活は、理想的だと思惟する。即ち此の傳説は、土地平分案によつて平等の調節を計つたのと相まつて、人間の慾望を制

して自足すれば好いとする人々の(Cf. Hist. Pol. I, 125)と描いた、經濟生活の理想案ではあるまいか。

スバルタ人の性格は事實極めて貪慾であつた。Aelianの斷片によれば、スバルタの Aristodemus は「金が人を作る」と言つたといふ (Grote, Hist. of Gr. H. p. 323)。さればリュクルゴスが鐵錢の制を定めてスバルタ人の貪慾を抑へたといふ事は、此の點から興味があり、殊に若し傳説成立時代が金錢を熱愛する時代だつたとすれば、一層面白いと思ふ。

一方に於て Diodorus によれば「Philochrenata 即ち金錢を愛する事を除いては、何物もスバルタを亡ぼす事なかるべし」といふ託宣がある。(VII, 13) 豫言的神託である。リュクルゴスが貪慾を制せんとしたといふ物語全體の結構はかくして着しく豫言的となり願望的なものとなつて居る。

だから、鐵錢の話は、無論歴史事實の物語としては時代錯誤であるがスバルタ人の生活が、益々

貪婪になつた時代に、理想視せられた原始的經濟生活に憧るゝ熱情の現はれと考ふべきではあるまいか。

その四、軍制の改革や社會的施設など

(1) 古へ戰の頻發した時代に、青年子女の軍事教育が重要視されたのは偶然ではない。デオドロスに見ゆる託宣は團結 (*homonoia*) と勇氣 (*andreia*) とがやがて自由 (*Eleuthera*) の目的地に到らしむと教へて居る (VII 12) (cf. *Plut. Lyk. C. 25*) それを軍事

國家の經營方針でなくて何であらう。(從順を説くのも同じ精神と考へ得る。(Plut. Lyk. c. 16, & c. 30))

(2) *Phiditia* (公食團) の制度も獨りスバルタのみ

の特色ではない。一般には *Susstia* といふ。既にホメロスには部族の會食もあり (*Iliad. X. 217*)。又食糧を各人が持ち寄つて會食する事もあり (*Odyssey. IV 621*) 又政治的な制度でもあつた (*Iliad. IX. 69*) クレタ

における *andria* (cf. *Arist. Pol. II. 9. 1272a*) も、スバルタの *Phiditia* と同様に國防規定の須要部分をなして居る。(cf. *Pöhlmann, Geschi hie des antiken Sozialismus un Kommunismus I. 60 ff.*) / ロウトスによれば、*susstia* は明かに軍制の一部である事を物語つて居るが軍隊の一部隊を構成する *susstia* は平時には共に會食する仲間であつた。(Meyer, *ges. d. alt. II. 2. 210, 356*) かくして會食も實は同時に軍事的訓練の一部に他ならないのである。

註 *Lykury* 傳 (C. 12) には十五人内外が食卓を共にし、子供も之に参加し得ると見える。アギス傳 (C. 6) には、四千五百人に土地を分配し、之を四百乃至二百人より成る十五組の公食團に分つたとある。それ／＼平時戰時の組織を示すものであらうかと思はれる。

されば先きに引けるマイヤーの説の如く、ヘロドトスにみゆる軍制改革者たるリュクルゴスと又勇武なる將軍としてのリュクルゴスを有徳の立法家としてのリュクルゴスから假りに區別すると

してもなほ公食團の傳説を含み、軍國的色彩が強い。吾々はリュクルゴス傳説の中に軍國主義の面目躍如たるを認むべきである。

(3) 次に軍制に關係していへば、同じ敵との戦はなるべく避けて、敵をして戦に慣れしめぬようにといふ注意がある(Plut. C. 13)。之は無論平和主義を示したのでもなく、又傳説のいふ如く、戰略の一端として訓戒したものであるまい。實は Spartiatēi の人口少きため、兵の損失を慮るに出でたものと解釋すべきであらう。それは後に述べよう。

(4) 武器の精粗と、戰術の巧稚とに論なく、勝敗の決は先づ數による。友配階級即ち Spartiatēi の人口の少なき事は、軍事國家にとつては重大事件である。而も中堅となるべき Spartiatēi の數は減少しつゝあつた。

アリストテレスによれば先きに一言せる如く、

スパルタの市民は嘗て一萬を下らなかつた事もあつた。然るにヘロドトスによれば、ペルシャ戰役當時の市民を八千と算し(VII. 234) Plataea の戦にはその中から五千出陣して居る(DX. 10. 28)アリストテレス時代には僅に一千と稱し(Politics II. 9. 1270a) アギス王時代には、彌々減少して Spartiatēi の舊家七百、内地地主は二百にすぎずと云ふ(Plut. agis. C. 5) アギス王はスパルタの土地を四千五百の Kletoi に分つたが Spartiatēi のみではその數を滿たす事が出来なかつたので、Periokoi の間にも分與したといふ(Thal. c. 8)。之は無論人口の生理的減少とのみ解釋すべきではなく、市民權喪失による自由市民の數の減少をも含むと解すべきであらう。市民の人口の減少は、グロートのいふ如く、部族の狭い範圍内で通婚する結果としても起つたであらう。(Hist. of Gr. II. p. 314)然し本來 Spartiatēi であり乍ら市民權を喪失した結果、自由市民の數の減少を來

した事は甚だしかつたであらう。アギス王の改革によつてみるもそれは大地主の土地兼併に由來すると思はれる。兎に角自由市民の數の著しく減少しつゝあつた事は否定し難き事實である。

之がために、スバルタでは、無用の戦をさけて一方國方の疲弊を防ぐと共に、他方では人口の激減を防止するといふ事は當然である。是れ、上述の如く戦の頻發を戒めた所以である。之と同時に獨身晩婚を禁じたり(Plut. Lyk. c. 14. Lysander, c. 30)或は三子を産めば軍役を免じ、四子以上を産めば一切の公賦を免ずるといふ様に多産を奨励する法を設けた(Arist. Polit. II. 9. 1270b)といはるゝのも皆同じ精神に基づくと考へられる。

(5) かく支配階級の數の減少に對し、一方被支配級の人口を極めて優勢であり、爲めに時々叛亂の危険をなへ伴つて居た(Arist. Polit. II. 9. 1269a)。(註)夫故にリュクルゴスは Kruptheia の制度を設けて

Eniioiai (Helots) の虐殺を敢えてせしめ、又アリストテレスの言ふ所では、監督官は就任の時ヘロットに戦を宣言し、以て之が虐殺をしても不法ではなく合法的なものだとして責任迴避の口實たらしめたといふ(Plut. Lyk. c. 28)。支配級の人口稀少といふ動かし難き事實はヘロットに對する此の非人道的殘虐を、有徳の立法家リュクルゴスに行はしめて、而も傳説は怪しまないのである。それは何といふ皮肉であらう。

註 Herodotus IX 10 に據れば出陣せる Spartai は各七人の Helots を伴つて居るを見え、スバルタ奴隸の數を推算する手掛りとなる。 Thucydides VIII 40 に據れば、奴隸の多數な事はギリミヤ諸國中第一位を占むる事がわかる。 Helots はギリシヤローマ世界の人口論において、前五世紀末のスバルタ人口を推算して、 Spartai 2500 Perioikoi, 15,000 Helots 175,000 (内メッセニア人の損共九千乃至一萬を除く)といふ。(Pausan. griechische Staatskunde S. 165. A. 2) 確かな結果は不明だが、(cf. Meyer, Ges. d. Alt. III 2 264 A) <ロマンの

優勢な事は動かし難い。又ヘロットの匪例的多數こそ頑強なる Spartanai が、如何に恐れて居たかは著明の事實である (cf. Thucydides IV 80等) 且つその叛亂を企つたる事は Thucydides の隨所に散見する。

一方日常生活に於て餘裕を樂しむといふ事は、Spartanai の理想とする所であつた (Thuc. c. 21) それにはヘロットの存在を必要とした。有關自由民の生活、是れ征服支配階級の常に享樂する特權であつた。貴族的なアリストテレンスが、市民には餘裕ある生活が必要だと説くのも (Polih. II. 9. 1269a) かくる階級意識の發露である。「スパルタにおける自由民は最大の自由人であり、奴隸は最大の隷民である」といふ言葉は (Thuc. c. 28) ヘロットに對して貴族的なスパルタ人の生活を誠によく穿つて居る。

偏狹孤高の態度を持つる Spartanai は、人口問題、惹いては國防問題と生活問題とから Helots の取扱に關して、自繩自縛に陥つて居た。リュクル

ゴス傳説は、スパルタにおける、此の矛盾の現實そのまゝを示して居ないか。

以上の他に、なほ服忌葬儀に關する宗教的規定 (Thuc. c. 27) 或は住居 (C. 13) 蓄髮 (Thuc. c. 21) 等についての素朴なる風習も定めたいはれる。が、リュクルゴスの改革と呼べるゝスパルタの社會制度を一括すれば、願望的訓戒の類と久しき戰爭の結果軍國化せる状態と、支配級の人口少き事より必然的に組織だてられたる制度と、及び久しき慣習とを示したものである。即ち何れも決して突如として形成されたものでもなく、又規定の盡くが實現を計り實行を強要したものゝみとは見られない。此等の改革はリュクルゴス一個の名に歸し難く、中には純理想案をも含んでは居ないかと察せらるゝ。

註 斯にあげたる出典には何れも長髮の風俗を語つて居る。然

るに同じリユクルゴス傳一六節には少年の訓練を定め髪を短く斬り裸足殆んど裸體を通則とした如く見え、前後矛盾して居る。何れも素朴なる風俗を示さんとする意味は了解されるが明かに矛盾は矛盾である。思ふに少年の場合にのみ短髪にするのであらうか。然らざれば此の節の衍文か、或は作者の誇張をみなければならぬ。尙ほ考へたい。

その五、内容検討の結果

以上内容を検討した所を要約すると、

(1) リユクルゴスの事業と傳へらるゝスバルタの政治組織は、ホメロス時代に現はれた素朴なる組織と大差なく (cf. Grote, Hist. of Gr. II. p. 269) 唯若干詳密の度を加へたものに過ぎない。

(2) その他社會制度、軍事組織についていへばスバルタ存在の必然的結果ともみるべき、軍國的寡頭的要素を記述したに留まり

(3) 經濟的改革は、歴史的事實といふよりも寧ろ一個の復古的社會改善論といふべきである。

(4) 反之、吾々の注意を著しく惹くものは、一般不健全なる社會に通ずる弊害を除去せんとする理想的又願望的な調子が、全體に色濃く流れて居る事である。

即ち此の傳説の結構は、古來スバルタに存續せし實際の制度を基礎とし、之を理想化したものであり、更に之を目的として現實の生活を比の理想境に近づけたいといふ願望をさへ認め得る。内容から是を考察するも、一個リユクルゴスの名に歸すべき業績ではない。斯に提言する事を許さるゝならば、此の傳説は古來スバルタに於て、ゼウスと密接な關係を有し、又氏族神としての信仰をもつリユクルゴスの名に假托さるゝ、軍國的、貴族的、復古的改革の理想案である。何故に是をかゝる理想案と見なすべきであるか。之を探求する秘鑰は、傳説成立の年代が、先きにのべたる如く紀元前四世紀以後なる點に存する。

五、リュクルゴス傳説の成立

吾々の使用する史料が、その成立せる時代の影響の下にある事は當然の事である。リュクルゴス傳説は如何なる環境の下に成立したか。之によつて先きの提案を解決したい。

(1) 紀元前五世紀から三世紀に亘るギリシヤの状態は、外的關係からみれば、ペルシヤ戰役、ペロポネソス戰役に次いで、ギリシヤ諸國の爭覇戰が繼起し、軍國的氣分の最も旺盛な時代であつた。又之を内的關係よりみれば、民衆の擡頭と、之に拮抗する特權階級の勢力維持の運動とが對立した。此の内部の黨争は、外部における爭覇戰の勢力推移と錯綜して、民主主義、寡頭主義の是非についての論争を惹起した。かゝる時スバルタの古制は、寡頭的軍國主義に向つて、一つの理想となり

えなかつたであらうか。

(2) 又ギリシヤ史學史の上から考察するに、四世紀を中心として前後には極めて多くの政治的バリエットの出た時代である。Platon の Gorgias; Antisthenes の Politikos; Aeschines の Dialogues; Theopompus の Philippics など何れもかゝるいふ種類に屬する。(Bury, Ancient Greek Historians p. 180.) かくの如き現象は何に由來するか。是全くペルシヤ戰役以後に高まつたギリシヤ人の民族的自負心が、窃に彼等の省察を、内部の制度に向はしたからである。(cf. Meyer, Forsch. I. S. 279.) Xenophon の Kryptologia の如き所謂 Statistoman に於いて、吾々は、君主の理想的姿さへも純政治的興味から描かれて居るのを認める。

かゝる時代に於いて、國民精神の内部に燃ゆる旺盛な創造的衝動が、或はアテナイに見る如き民

主的な、或はスバルタに見る如き寡頭的な、國家組織社會制度の現實によつて、果して、刺戟されなかつたであらうか (cf. Pöhlmann, Ges. d. ant. Soz. u. Kon. I. S. 123)。吾々は、前者を讚美した Isokrates の Panathenaios をもち、又後者に憧れた Xenophon の Lakedaimonion Politeia をみる (cf. H. Henkel, Studien zur Geschichte der griechen Lehre von Staat, s. 136)。是れ、民

族的獨立と發展とのために理想國家を確立せんとして悶え、民主政治か寡頭政治かの岐路に立つ時代を代表する。二つの傾向のあらはれではないか此の時代に、スバルタの制度を樹立したといふ傳説が理想的の姿を以て現はれ得ないと誰が斷言しえようか。リュクルゴス傳説を纏めて記述して居る Ephoros はかの Isokrates の弟子である。インクラテスがアテナイを理想國として描き出せるに對して、彼自身はその歴史に於てスバルタを理想國と考へたのである。従つてその著述の根本動機

は、スバルタについてはその歴史を忠實に語らんとするのではなく、言はゞ社會製作的創作を試みたものと解釋される。(Pöhlmann, *ibid.* I. S. 142) リュクルゴス傳説が、かゝる時代に定型を得た事は注目しに價する。

(3) 現實の政治組織社會制度が人々の必要と希望とを充足しえない様な、所謂動搖の時代には、局面打開の運動が起る。或は理想郷を描いて是に憧れ、或は直接局面展開のために惡戦苦闘する。

かゝる局面展開の幾多の運動の中には、屢々自然に還れといふ叫聲が聞える。かの十七八世紀啓蒙期の政治論の如きはそれであつて、人類の自然状態から説き起すのを一つの特色とする。ギリシヤにおいても、既に Pöhlmann の指摘せる如く、理想國家論は自然状態より出發し、自然人と考ふる Skutlari の状態を典型として居る。(ibid. I. S. 117) 原

始的經濟生活に留まらしめんとするスバルタの改革傳説は、かゝる理想國家論の一つではなかつたらうか。

一方に於て、ヘシオドス以來、ギリシヤの歴史哲學には、人類の墮落を高潮する一派がある。(cf. Bury, a. a. O. p. 187.) かゝる傾向に於ては、人類社會は昔程完全なりと思惟する。そして、現在の周圍を濁れりとなすものは、須らく自然の狀態に歸るべしと説くのであつた。彼等は何處に理想國を見出したか。

自然人に次いで、全ギリシヤ中、クレテ、スバルタを措いては彼等の理想の實例を歴史に求める事は出来ない。(Rehmann, a. a. O. I. s. 124.) 人々が、クレテやスバルタの原始的と思はるゝ素朴な古制の中に、理想國家を認めんとするのは、蓋し考へえざる事ではない。

而してスバルタの制度はクレテのそれを参照し

たと傳説は物語る程、密接な關係と類似をもつ。(ZB. Herodotus, I, 65; Aristoteles, Politics II, 10, 1271b; Plutarch, Lykury C, 4 等)。それ故に、スバルタを例示する事は之によつて古代ギリシヤ人の自然の姿を代表的に描いた事になるのである。リュクルゴス傳説の内容に、かゝる復古的な調子を多量に含んで居る事は、既に吾々の考察した所である。

註 クレテの制度は Minos 王に出づ。而して彼はセウスの後裔である。リュクルゴスが先きに考究せる如く、セウスの信仰と關係がありとすれば、今クレテの制度の輸入者をリュクルゴスに歸する事の、偶然にあらざるやと思ふ。(cf. Meyer, Forsch. I. s. 279.)

(4) 次にスバルタの狀態を考察する。四世紀はスバルタがギリシヤ諸國の間に強國の地位をかちえた時であつた。Lysander が Aegospotami の一戰にアテネの覇業を撃破してから、スバルタの社會生活に著しき變動の起つた事も事實である。

(Plutarch, Lys. C. 36, Lysander C. d.)。殊に莫大の黄金がスパルタに流入し、生活は奢侈となり、従來の朴訥の風はすたれんとし、識者が之を抑止しようとしても、滔々たる勢をどうする事も出来なかつた。(Plut. Lysander, C. 17)。加ふるに Lysander は、諸

國には寡頭政治を強制したが (Ibid. C. 15) スパルタの本國に於ては、在來の二王統變更の志を懷いた (Ibid. C. 24)。之亦國粹主義者の肯んせざる所であり (cf. Meyer, Forsch, I, S. 232.) 純朴なりし古制に還らんとする運動は、當然起り來るべきであつた。Pausanias 王の如きその代表者である。(Meyer, ges. d. Alt. V. 2754)

かくの如く考察して來れば四世紀前後に於て、スパルタ内外の形勢、人心の堯望の中には、復古的軍國的寡頭的傾向を帯びた力強い一つの流れが確認される。此の一派の潮流は、遂に立法家リュク

ルゴスの名の下に假託された、スパルタ古代制度の典型を高調するに至つたものであらう。然らば傳説の結構が、復古的軍國的寡頭的國家の理想案たる事に不思議はない。先きにあげた吾々の提言は於此認容されよう。

更にリュクルゴスがデルフォイに來て神託を請ふた時 Pythia は言ふ。

「おゝ、リュクルゴスよ。予は信ず。汝は美しき法を懇請せん爲めに來つた。そして予は之を與ふ。地上の他の如何なる市も、未だ嘗つて獲ざりし如き所の (法を與へん。)(Diodorus VII, 11)

或は又ブルタルクによれば、デルフォイの託宣は「此の法は卓越せるものであつて、彼の建てた此の法を持つ市は、世界中の最も光榮あるものたるべし。」(Lysk. C. 29)

と言つて居る。(註) 是等の神託の言葉に徴してみるも、リュクルゴス法が、如何に理想的のものとして盛に宣傳され、又さう信じられて居たかゝ認

められる。「古代スバルタの傳統的影像是、國家物語の本質的な姿を示して居る」といふべきである。(Pöhlmann, a. a. O. I. S. 131)

註 Pöhlmann, I. S. 5 にも同様の意味の託宣がある。

リュクルコス傳説が上述の如くにして生じたとしても、傳説の作者及び製作の動機については、種々の解釋が行はれて歸一しない。或はグロートの言ふ如く、社會改革者の懐いた理想として産み出されたる historic fancy である。Sphaeros of Borysthenes の如き哲學者の手になる社會哲學的のものか (Hist. of Gr. II. P. 317, p. 271) (cf. Pöhlmann, griech. Gesch. 2. 17) 或はマイヤーの推定せる如く Pausanias

王の様な復古主義者が書いた政治的意味を含ませた宣傳であるか (Forsch. I. 232 ff.) (Ges. d. alt. v. 2754) それは解らない。或は原作者を Trieber の如く Hippias of Elis かとすか (Meyer, Forsch. I. S. 239) 或は更に Wilamowitz の如く Megara 人 Deuchidas

に歸すべきか (Tom. Dat. S. 274) それも解らない。是等の證議は、所詮は推定以上に出づべき術がない。

吾々の確言し得る點は、現在傳はる如きリュクルコス傳説の骨子が紀元前四世紀に、軍國的寡頭的復古的政治の理想として成立したといふ事、唯それだけである。否、今吾々には、唯それだけで好い。全體の結構と、その生み出されたる社會狀態と、それが今は最も重大なのである。何故なら理想國家論者の求むるものは、スバルタの制度の實際ではなく、寧ろ常に理想化されたるスバルタの古制であつたから。

註 A パウサニヤスが流謫の間に、リュクルゴスに關して何か書いたところ等は Strabo VIII. C. 5 のギリ文書 A のみに在りといふ。此の章は甚だ錯簡が多いがマイヤーはギリ文書 A を有力の證據として居る。(Forsch. I. S. 235)

註 B Ephoros の利用せる史料は、直接パウサニヤスの書いたものではなく、パウサニヤスによつて、更にリュクルゴスを

賞識した政治哲學的、キニツク的のものなるべしと *Diosoft.*
(*Gr. Staatskunde* S. 52) は曰ふ。

六、リュクルゴス傳説の文化史的意義

スバルタの理想時代としてのリュクルゴス傳説は、かく四世紀に成立したが、三世紀に入つて、アギス王やクレオメネス王の治下に行はれた社會改革運動に於ては、何れも此のリュクルゴス時代への復歸を冀ひ、彼の業績を傳へらるゝ經濟的平等を目標として進んだのである。(Pitarch, *Agis, Kleomenes; Pöhlmann, Ges. d. ant. Soc. u. Kom.* I. S. 144.) 實際運動が、此の傳説を目的として動くようになつては、傳説は最早單なる傳説ではない。傳説以上、更に偶像としての力を持ち、歴史的實在性を備へるに到つた。甚しく腐敗せる老人達の多くは、リュクルゴスの名を恐るゝ事、恰も、逃亡せる奴隸が引戻されて舊主の名をきくが如くであつたとい

ふ。(Pit. *Agis* c. 6.) 三世紀において、リュクルゴスに對する歴史的信念は早くもかくの如く力強きものであつた。

リュクルゴス傳説は四世紀には改革の理想として慕懷され、三世紀の社會改革運動の目標としては、かくも鮮明なる姿を表はした。爾後ローマ時代に入るまで、常に一方の指導的精神として社會改革の主潮をなして居た。プルタルクもプラトン、ディオゲネス、ツエノン等が、その範をリュクルゴスに仰いで居ると認めて居る(*Plut. C. Gr.*)。スバルタの古制の文化史的存在としての價值が茲に在る。自分は他日稿を改めて、此の傳説が、後の理想國家論に於て、如何ばかり渴仰の標的となつたか、又如何に潤色され批評を蒙つたかを考察したいと思ふ。

一方に於てリュクルゴス傳が歴史事實でなく傳

説として作製されたといふ事は言ふ迄もなく事實の存在を否認せねばならぬといふのではない。即ち此の傳説も亦四世紀までに經驗されたる歴史事實を骨子として居るのである。

スパルタの古制は Thucydides が既に四百年以來のものご考へて居る程である。それ故に縦ひ八世紀以前の歴史事實としては、Theopompus, Polydor 等の様な、一二の王名に留まらねばならぬとするも、リュクルゴス傳説の歴史的回想は九世紀に遡りえられよう。(cf. Pöhlmann, Gr. Ges. 247; Wilmowitz, Staat u. Gesellschaft, S. 67)。果して然らば、吾々は傳説をば縦ひそのまゝには信じ難しとするも、少くも物語られたる制度そのものの中には、クレテの制度と共に、ギリシヤ人の古い生活様式として注目すべきものがあらう。スパルタのみに限らるべき必然的特殊の制度を、換言すれば、スパルタの地方的關係のみより説明すべき、又説明しえ

らるべき點を、極力除外するならば、斯に、ギリシヤ民族生活の一般的狀況の古い様式を摸索しえられよう。

例へば Spartanai 相互の關係は、自由なる戰士の防禦的結果を示して居る。(cf. Meyer, Ges. d. Alt. II, 210)。その生活の舞臺は村落の聚團である。(Thucydides I, 10) 防禦方の、従つて又政權の、基礎は土地所有に在る。或はその政治組織に於ても、或は公食團の制度においても (cf. Pöhlmann, Gr. Ges. 228) 乃至は又、自給自足を本旨とする孤立的の生活に於ても、凡べて是等の何れもは、ギリシヤ民族が都市生活に入る以前の生活の、即ち部族國家生活の名残を示しては居ないか。多少の變化は免れぬとしても、それはかゝる原始生活様式を彷彿して居る。此の點にも、リュクルゴス傳説スパルタの古制の文化史的意義が存在するのである。

註 但し、スパルタ並びにクレテに示さるゝ生活様式がギリヤ

ヤ民族のもつた最古のものを見る事は許されない。例へば、Spartaiが Perioikoi 並びに Heilos に對する關係は、最早自由平等なりし部族生活の原型ではない。それは既に嚴然たる貴族的階級として現はれて居るではないか。吾々はむしろ

Arkadia の高原の如き、乃至は Akarnania Aetolia, Lokris, Phokis などに於いて、より原始的な簡單にして自由なる牧人の生活農民の生活を見出すであらう。(一九二六、二、二六)

江戸幕府の禁書政策(中)

文學士 中村喜代三

C 享保の弛禁

八代將軍吉宗は、學術の愛好者であつた。殊に天文曆法に興味を有し、寄合建部賢弘を顧問として、和漢の曆書は勿論、阿蘭の説迄も廣く研究した。加之自身種々の天文器具をも製作した程であつたが、享保の初頃、當時一般に使用されて居た貞享曆に疑問を抱き、天文方澁川春海の弟子猪飼某に質問したけれども、要領を得なかつた。そこ

で更に賢弘に問ふた所、賢弘も明白な答辯が出来なかつたらしく、彼は京都の中根條右衛門玄圭を推舉した。所が玄圭の意見が、甚だ吉宗の意に適合つたと見えて、其の頃支那から輸入された曆算全書の和譯を玄圭に命じた。聽て譯本が出来上つた時に、玄圭は此の書は別に原本があつて、それから抄録して作つたものであるから、其の原本を見ない以上、一篇の本意を明瞭に解釋し難いと言上した。早速命令が長崎奉行に下つた結果、果して